

緊急通報装置貸与制度について

【目的】

ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

【対象者】

- ① 65歳以上のひとり暮らしの者
- ② 65歳以上のねたきりの者 又は
これに準ずると町長が認めた者をかかえる65歳以上の者のみの世帯の世帯主
- ③ ひとり暮らしの重度身体障害者
- ④ 近くに親戚のいない重病の者

【設置機器】

緊急通報装置本体



固定電話用機器

【新】携帯電話用機器

緊急ボタン

体の具合がわるい時、助けを呼んでほしい時、救急車が必要な時に押すボタン

相談ボタン

心配や困った時、外泊・旅行・入院する時、相談したい時に押すボタン

取り消しボタン

間違って緊急や相談など間違って押した場合の取り消しボタン

ペンダント型送受信機



(青色) ボタン

体の具合が悪い時、助けを呼んでほしい時、救急車が必要な時に押すボタン

家の中どこでも持ち運び可能で、事故の多いお風呂場でも使用できます。

人感センサー (3個設置)



ご利用者の普段の生活リズムを検知して異常があった場合、自動でコールセンターへ通報するセンサーです。

*カメラではありません。

煙感知式火災警報器

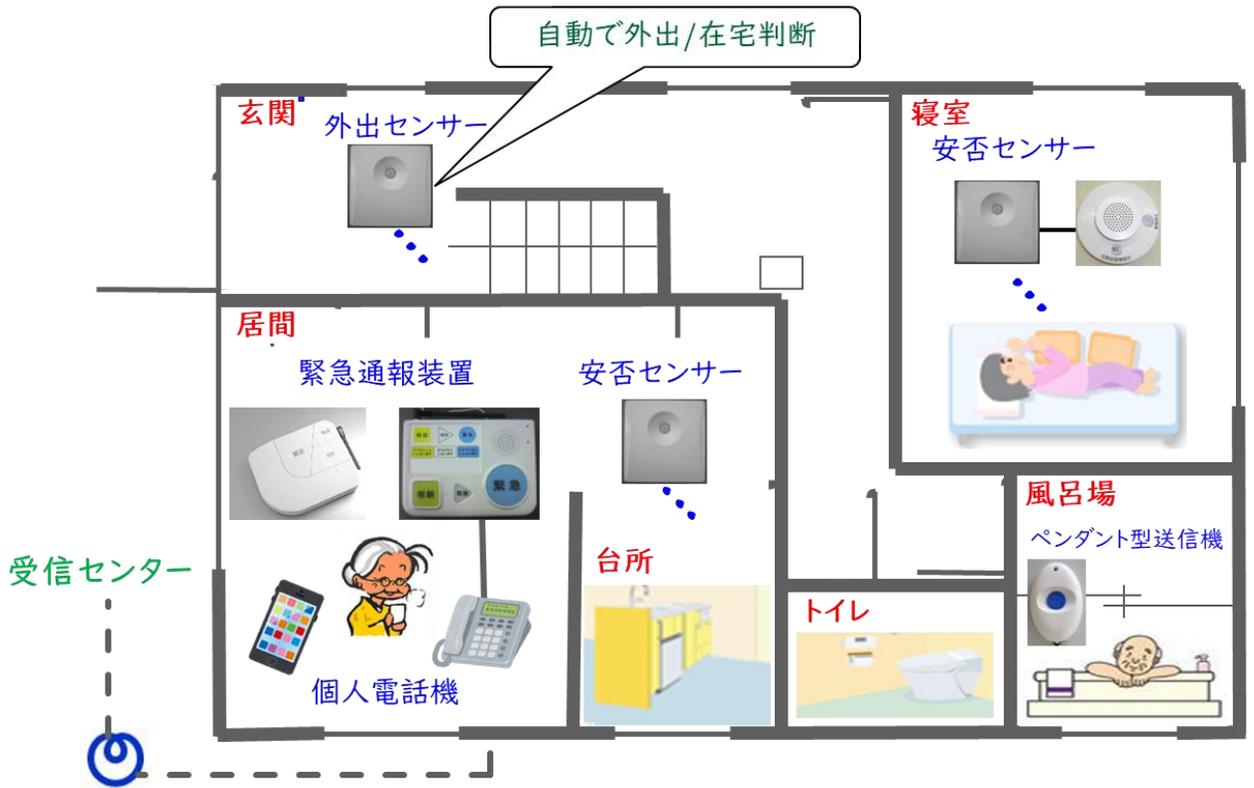


火災警報器が異常を感知した場合、自動でコールセンターへ通報するセンサーです。

令和6年4月1日より、「固定電話」だけでなく「**携帯電話やスマートフォン**」をお持ちの方も緊急通報装置が利用できるようになりました。

また、設置費用も**無料**となりました。

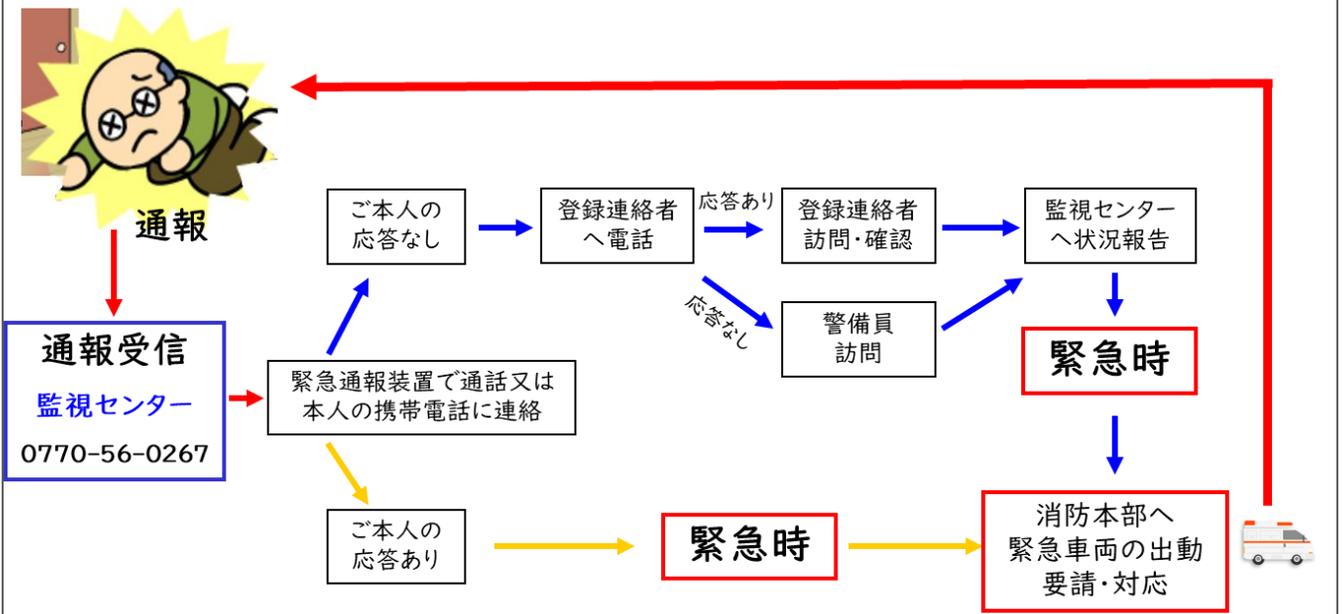
ご利用者宅設置イメージ



各機器は自己診断機能を持ち、異常の前兆をセンターに通信します。
常に安心して機器をご利用いただけます。

緊急時の対応について

緊急通報:ご利用者が緊急通報装置の緊急、又はペンダントを押下した場合
安否通報:人感センサーがご利用者の異常を自動で感知し通報した場合



※ ご本人の応答があった場合は、監視センターが状況を聞き取り、必要に応じて緊急車両の出動要請を行います

※ あらかじめ、**連絡のつきやすい連絡先（最低1名）を登録**します

※ 万が一の事態に備えて、監視センターに**合鍵を渡す運用**となっております

※ 申請書を提出後、保健福祉課職員の調査・審査を経て、貸与決定となりますのでご理解のほどよろしくお願い致します